

中小企業信用保険法第2条第5項第5号（業種）の（口）

小山市

1. 認定基準

原油価格の上昇により、製品の製造もしくは加工又は役務の提供（以下「製品等」という）に係る売上原価のうち20%以上を占める原油又は石油製品（以下「原油等」という）の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、物の販売又は役務の提供の価格（加工賃を含む）の上げが著しく困難であるため、最近3ヶ月間の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、前年同期の売上高に占める原油等の仕入価格の割合を上回っていること

なお、指定業種の確認は中小企業庁ホームページの5号対象業種をご参照ください

2. 提出書類

下記の書類を各1部ご提出ください

法人の場合	個人の場合
●決算報告書の写し（直近1期分） （表紙、貸借対照表から損失処理計算書 までの部分及び科目内訳書の部分） ●登記簿謄本の写し	●確定申告書の写し（直近1期分）
●委任状（金融機関の担当者等が代理で申請を行う場合） ●認定申請書 ①1つの指定業種に属する事業を行っている、又は、兼業者であって、行っている事業 が全て指定業種に属する→様式第5-0-① ②兼業者であって、主たる業種が指定業種に該当する→様式第5-0-② ③兼業者であって、1以上の指定業種に属する事業を行っている→様式第5-0-③ ●認定申請書に記載した月平均売上額を証明する資料の写し （例：月次損益計算書（原油等の仕入額・仕入数量の入ったもの）、売上台帳など） ※申請者が複数の事業を兼業している場合、申請者全体の売上高と指定業種に属する事業 のみの売上高の両方がわかる資料の写し ●許認可証の写し（許認可を必要とする業種に限る）	

3. 認定申請書記載上の留意点

・認定申請書枠内の右肩の日付は「小山市への申請日」を記入してください

【押印省略について】令和4年4月1日より

- ・認定申請書については、以下の場合、押印を省略ができませんこととします
なお、代理申請の場合に必要な委任状については、従来どおり押印が必要となります
（法人の場合）住所、法人名、代表者肩書・氏名を明記している
（個人の場合）住所、氏名を明記している
- ・氏名は、苗字のみではなく、フルネームを記入してください
- ・押印がされていても受付いたします

4. 認定書の有効期間

発行日から30日間

5. 問い合わせ先

小山市商業観光課商業振興係（Tel 0285-22-9275）